

「国民の保護に関する吉川市計画」新旧対照表

一連 番号	旧	新	計画該当部分		項目名	新	旧	変更の理由
1	P. 1	P. 6	第1編	第2章	計画策定の背景・経緯	第2章 計画策定の背景・経緯 第2次世界大戦から <u>7.0年以上</u> が経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。	第2章 計画策定の背景・経緯 第2次世界大戦から <u>6.0年</u> が経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。	時点修正
2	P. 2	P. 7	第1編	第2章	計画策定の背景・経緯	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成27年9月に成立した平和安全法整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。)が、そして、平成16年6月には国民保護法などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」が、そして、平成16年6月には国民保護法などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。	平成27年9月に成立した平和安全法整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更
3	P. 3	P. 8	第1編	第3章	計画策定に当たっ ての基本的な考え 方	7 <u>要配慮者</u> の保護 高齢者、障がい者、乳幼児等の <u>要配慮者</u> の積極的な避難・救援対策を実施する。	7 <u>災害時要援護者</u> の保護 高齢者、障がい者、乳幼児等の <u>災害時要援護者</u> の積極的な避難・救援対策を実施する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
4	P. 3	P. 8	第1編	第3章	計画策定に当たっ ての基本的な考え 方	<u>11 外国人への国民保護措置の適用</u> <u>市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</u>	新規	「都道府県国民保護モデル計画」(消防庁)との整合、東京オリンピック等を踏まえ外国人も保護対象であることの明確化
5	P. 3	P. 8	第1編	第4章	第1節	地理的特性 本市は、首都25km圏内にあり、埼玉県 の南東部に位置し、東西約4.2km、南北約8.0km、面積 <u>31.66km²</u> 、 <u>海拔約4.229m</u> のほぼ平坦な沖積低地であり、自然堤防と後背湿地で構成されている。	本市は、首都25km圏内にあり、埼玉県 の南東部に位置し、東西約4.2km、南北約8.0km、面積 <u>31.62km²</u> 、 <u>海拔約4.2m</u> のほぼ平坦な沖積低地であり、自然堤防と後背湿地で構成されている。	時点修正

一連 番号	旧	新	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由
6	P.4	P.9	第1編	第4章	第2節	社会的特性	<p><u>平成27年</u>国勢調査による本市の昼夜間人口比率は、<u>80.1% (55,857人)</u>である。本市からの流出人口は、<u>24,226人</u>となっている。昼間は多くの市民が市外にいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした市民に関する情報を迅速に収集し、提供することが重要となる。</p> <p>交通機関に関しては、市域南部にJR武蔵野線が運行している。</p> <p>また、バス運送に関しては、市内では6つの乗合バス事業者による<u>32系統 (令和元年12月1日現在)</u>のバス網が構成され、運行している。</p> <p>略</p> <p>また、消防法上の危険物質を取り扱う施設が、市内に137件 (<u>平成31年4月1日現在</u>)あり、これらの施設が破壊されると重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺住民の避難に配慮していくほか、施設の管理体制についても充実していく必要がある。</p>	<p><u>平成17年</u>国勢調査による本市の昼夜間人口比率は、<u>82.6% (49,772人)</u>である。本市からの流出人口は、<u>20,546人</u>となっている。昼間は多くの市民が市外にいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした市民に関する情報を迅速に収集し、提供することが重要となる。</p> <p>交通機関に関しては、市域南部にJR武蔵野線が運行している。</p> <p>また、バス運送に関しては、市内では6つの乗合バス事業者による<u>35系統 (平成22年4月1日現在)</u>のバス網が構成され、運行している。</p> <p>略</p> <p>また、消防法上の危険物質を取り扱う施設が、市内に137ヶ所 (<u>平成22年4月1日現在</u>)あり、これらの施設が破壊されると重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺住民の避難に配慮していくほか、施設の管理体制についても充実していく必要がある。</p>	時点修正

一連番号	旧	新	計画該当部分	項目名	新	旧	変更の理由
7	P. 5	P. 10	第1編 第5章	国民保護の実施体制のイメージ図			県計画との整合
8	P. 5	P. 10	第1編 第5章 第1節	市の責務	<p>第1節 市の責務 略</p> <p><u>1</u> 基本的事項</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>2</u> 市が実施する主な措置</p> <p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p>	<p>第1節 市の責務 略</p> <p><u>(1)</u> 基本的事項</p> <p><u>①</u> 略</p> <p><u>②</u> 略</p> <p><u>③</u> 略</p> <p><u>④</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 市が実施する主な措置</p> <p><u>①</u> 略</p> <p><u>②</u> 略</p> <p><u>③</u> 略</p> <p><u>④</u> 略</p> <p><u>⑤</u> 略</p> <p><u>⑥</u> 略</p> <p><u>⑦</u> 略</p> <p><u>⑧</u> 略</p>	番号の変更

一連番号	旧	新	計画該当部分	項目名	新	旧	変更の理由
9	P. 6	P. 11	第1編 第5章 第1節	市の責務	<p>【参考】</p> <p>1 国の責務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国が実施する主な措置</p> <p>①警報の発令、<u>避難措置の指示</u></p> <p>②武力攻撃事態等の情報の提供</p> <p>③救援の指示、<u>応援の指示、安否情報の収集・提供</u></p> <p>④武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示</p> <p>⑤生活関連等施設の安全確保に関する措置</p> <p>⑥放射性物質等を用いた攻撃（NBC攻撃）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置</p> <p>⑦危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置</p> <p>⑧生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置</p> <p>⑨武力攻撃災害の復旧に関する措置</p>	<p>【参考】</p> <p>1 国の責務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国が実施する主な措置</p> <p>①警報の発令</p> <p>②武力攻撃事態等の情報の提供</p> <p>③<u>避難措置の指示、救援の指示・支援</u></p> <p>④<u>放射性物質等（NBC災害）による汚染への対処</u></p> <p>⑤原子炉等による被害の防止</p> <p>⑥危険物質等に関する危険の防止</p> <p>⑦感染症等への対処</p>	県計画との整合
10	P. 7	P. 13	第1編 第5章 第1節	市の責務	<p>武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</p> <p>国（対策本部） 都道府県（対策本部） 市町村（対策本部）</p> <p>○警報の発令 → ○警報の市町村への通知 → ○警報の伝達（テレビ等を使用）</p> <p>○避難措置の指示（要避難地域、避難先地域等） → ○避難の指示（避難経路、交通手段等） → ○避難の指示の伝達（避難経路の誘導）</p> <p>○救援の指示 → ○救援（食品、生活必需品等の配布、避難所の確保等） → ○救援に協力</p> <p>○武力攻撃災害への対処の指示（消防庁長官による消防に関する指示等） → ○武力攻撃災害の防御 → ○消防</p> <p>○大規模又は特殊な武力攻撃災害（NBC攻撃等）への対処 → ○緊急措置の実施（警戒区域の設定・避難の指示等） → ○緊急措置の実施</p> <p>○生活関連等施設の安全確保 → ○緊急通報の発令 → ○警戒区域の設定・避難の指示</p> <p>○国民生活の安定 → 結果の実施状況 → 結果の実施状況 → 結果の実施状況</p> <p>○対策本部における総合調整 ← 総合調整 ← 総合調整 ← 総合調整</p> <p>指定公共機関 ○放送事業者による警報等の放送 ○日本赤十字社による救援への協力</p> <p>指定地方公共機関 ○放送事業者による避難住民の誘導・緊急物資の運送 ○電気・ガス等の安定的な供給</p> <p>国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携</p>	<p>武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</p> <p>国（対策本部） 都道府県（対策本部） 市町村（対策本部）</p> <p>・警報の発令 → 指示 → ・警報の市町村への通知 → ・警報の伝達</p> <p>・避難措置の指示（要避難地域、避難先地域等） → 指示 → ・避難の指示 → ・避難の指示の伝達</p> <p>・救援の指示 → 指示 → ・救援（食品、生活必需品、避難所等） → ・救援に協力</p> <p>・武力攻撃災害への対処の指示 → 指示 → ・武力攻撃災害の防御 → ・消防</p> <p>・NBC攻撃等への対処 → 指示 → ・警戒区域の設定・避難の指示 → ・警戒区域の設定・避難の指示</p> <p>・生活関連等施設の安全確保 → 指示 → ・緊急通報の発令</p> <p>指定公共機関 放送事業者による警報等の放送 日本赤十字社による救援への協力</p> <p>指定地方公共機関 放送事業者による住民、物資の輸送 電気・ガス等の安定的な供給</p> <p>国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携</p>	国資料（国民保護措置の仕組み）との整合

一連 番号	旧	新	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由
11	P. 8	P. 14	第1編	第5章	第2節	関係機関との連携	第2節 関係機関との連携 略 削除	第2節 関係機関との連携 略 【関連資料】 資料1-1 県、市町村の担当部署、連絡方法、 主な措置 資料1-2 消防機関の担当部署、連絡方法、主 な措置 資料1-3 指定行政機関の担当部署、連絡方法 資料1-4 指定地方行政機関の担当部署、連絡 方法、主な措置 資料1-5 指定公共機関の担当部署、連絡方 法、主な措置等 資料1-6 指定地方公共機関の担当部署、連絡 方法、主な措置	関連資料を削除（内部資料 のため計画に記載不要、県 確認済み）
12	P. 10	P. 17	第1編	第5章	第7節 1(3)	武力攻撃等の態様 と留意点	②留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾するこ とが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切 な対応によって被害を局限化することが重要で ある。そのため、県及び市は弾道ミサイル発射 時に住民が適切な避難行動をとることができる よう、国と連携し全国瞬時警報システム（J- ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル 落下時の行動について平素から周知に努めるも のとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難 や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合 も、屋内への避難が基本となるが、必要に 応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合 がある。また、情報の収集に努め、安全が確認 されるまで、屋外に移動することを避ける必要 がある。	② 留意点 弾道ミサイルは、発射後短時間で着弾するこ とが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適 切な対応によって被害を局限化することが重要 である。通常弾頭の場合には、屋内への避難や 消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も屋 内への避難が基本となるが、必要に応じて目張 りなど特別な対応が必要となる場合がある。ま た、情報の収集に努め、安全が確認されるま で、屋外に出ることを避ける必要がある。	基本指針の変更（H29.12） に伴う表現の適正化
13	P. 14	P. 20	第2編	第1章	第1節	通信の確保	また、市は、全国瞬時警報システム（J-A LERT）及び緊急情報ネットワークシステム （Em-Net）の適切な管理・運用に努め、 通信体制の整備等通信の確保に努めるものとし る。	また、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の導入、緊急情報ネットワークシステム （Em-Net）の適切な運用に努め、通信体制の整 備等通信の確保に努めるものとする。	現状に合わせた表現の適正 化（Jアラートの導入は完 了しているため）

一連番号	旧	新	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由
14	P. 16	P. 22	第2編	第3章		警報の市民への周知	<p><u>1</u> 市は、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u>と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、<u>情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会等を経由した伝達、携帯メールの活用、公共施設への掲示等、市民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により市民に周知する。 また、公用車への広報装置（スピーカー）の搭載に努め、きめ細かな広報を実施する。</p> <p><u>3</u> 市は、国民保護法に係る市民へのサイレン音について、訓練やホームページでの視聴放送等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。</p> <p><u>4</u> 市は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に警報が周知できるよう、その伝達方法について事業所等と協議してあらかじめ定めるよう努める。</p> <p><u>5</u> 市は、外国人への周知を図るため、多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。</p>	<p><u>1</u> 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、自治会等を経由した伝達、携帯メールの活用、公共施設への掲示等、市民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により市民に周知する。 また、公用車への広報装置（スピーカー）の搭載に努め、きめ細かな広報を実施する。</p> <p><u>2</u> 市は、国民保護法に係る市民へのサイレン音について、訓練やホームページでの視聴放送等の様々な機会を活用して市民に十分な周知を図る。</p> <p><u>3</u> 市は、大規模事業所の従業員や大規模集客施設の利用者に警報が周知できるよう、その伝達方法について事業所等と協議してあらかじめ定めるよう努める。</p> <p><u>4</u> 市は、外国人への周知を図るため、多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。</p>	現状に合わせた表現の適正化（消防庁通知（Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進）との整合を図るため）
15	P. 16	P. 23	第2編	第4章	第1節	モデル避難実施要領の作成	<p>1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項 略 なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、都市部や山間部といった地域的特性、自ら避難することが困難な<u>要配慮者</u>の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。</p>	<p>1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項 略 なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、都市部や山間部といった地域的特性、自ら避難することが困難な<u>災害時要援護者</u>の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
16	P. 17	P. 24	第2編	第4章	第1節 2(1)	モデル避難実施要領の作成	<p>③避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、<u>要配慮者</u>等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p>	<p>③避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、<u>災害時要援護者</u>等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p>	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
17	P. 17	P. 24	第2編	第4章	第1節 2(2)	モデル避難実施要領の作成	<p>①着弾前 略 このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の<u>堅ろう</u>な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。</p>	<p>①着弾前 略 このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の<u>堅牢</u>な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。</p>	表現の統一

一連 番号	旧	新	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由
18	P. 17	P. 24	第2編	第4章	第1節 2(2)①	モデル避難実施要 領の作成	ア 屋外にいる場合 (ア)直ちに <u>堅ろう</u> な建物や地下に逃げこむこと。 その際、ガラスの破片による被害が最も少ない 場所を選ぶこと。 (イ)～(ウ) 略 イ 屋内にいる場合 (ア)鉄筋コンクリートなど <u>堅ろう</u> な場所であるこ とを確認する。そうでない場合には、いったん外 に出て、より <u>堅ろう</u> な建物や地下に避難する。 (イ)～(エ) 略	ア 屋外にいる場合 (ア)直ちに <u>堅牢</u> な建物や地下に逃げこむこと。そ の際、ガラスの破片による被害が最も少ない場 所を選ぶこと。 (イ)～(ウ) 略 イ 屋内にいる場合 (ア)鉄筋コンクリートなど <u>堅牢</u> な場所であること を確認する。そうでない場合には、いったん外に 出て、より <u>堅牢</u> な建物や地下に避難する。 (イ)～(エ) 略	表現の統一
19	P. 22	P. 29	第2編	第4章	第2節	避難人数の把握	2 <u>要配慮者</u> の把握 (1) 略 (2) 在宅の <u>要配慮者</u> について 市は、在宅の <u>要配慮者</u> の状況や緊急連絡先の 把握に努める。	2 <u>災害時要援護者</u> の把握 (1) 略 (2) 在宅の <u>災害時要援護者</u> について 市は、在宅の <u>災害時要援護者</u> の状況や緊急連 絡先の把握に努める。	平成25年6月の災害対策 基本法の改正を踏まえた用 語の変更
20	P. 22	P. 29	第2編	第4章	第3節1	避難指示の周知体 制	1 市民への周知方法、周知内容 (1) 市民への周知方法 ①市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、 自治会等を経由した伝達、 <u>携帯メールの活用</u> 、 <u>公共施設への掲示等</u> 、市民への <u>警報</u> の周知方法 について、あらかじめ複数の方法を定め、広報 紙等により住民に周知 <u>しておく</u> 。 また、公用車への広報装置（スピーカー）の <u>設 置</u> に努め、きめ細かな広報を実施 <u>していく</u> 。 <u>②市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進 めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進す るよう努める。</u> <u>③市は、大規模事業所の従業員や大規模集客施 設の利用者に警報が周知できるよう、その伝達 方法について事業所等と協議してあらかじめ定 めるよう努める。</u> <u>④市は、外国人への周知を図るため、多言語の 広報文案を作成するとともに、外国語の広報に 協力を得られる人材の確保に努める。</u> <u>⑤高層マンションや大規模団地の住民への周知 を図るため、管理組合等と協力してあらかじめ 周知方法を定めるよう努める。</u>	1 市民への周知方法、周知内容 (1) 市民への周知方法 ①市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、 自治会等を経由した伝達等、市民への <u>避難の指 示</u> の周知方法について、あらかじめ複数の方法 を定め、広報紙等により市民に周知 <u>する</u> 。 また、公用車への広報装置（スピーカー）の <u>搭 載</u> に努め、きめ細かな広報を実施 <u>する</u> 。 <u>②市は、大規模事業所の従業員や大規模集客施 設の利用者に避難の指示が周知できるよう、そ の伝達方法について事業所等と協議してあらか じめ定めるよう努める。</u> <u>③市は、外国人への周知を図るため、多言語の 広報文案を作成するとともに、外国語の広報に 協力を得られる人材の確保に努める。</u>	県計画との整合

一連 番号	旧	新	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由
21	P. 22	P. 30	第2編	第4章	第3節1	避難指示の周知体制	(2) <u>要配慮者</u> への周知方法 ①略 ②在宅の <u>要配慮者</u> への周知方法 市は、在宅の <u>要配慮者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるように、自治会、自主防災組織等と協力した連絡体制を整備する。	(2) <u>災害時要援護者</u> への周知方法 ①略 ②在宅の <u>災害時要援護者</u> への周知方法 市は、在宅の <u>災害時要援護者</u> に対し、迅速かつ的確な周知が行われるように、自治会、自主防災組織等と協力した連絡体制を整備する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
22	P. 23	P. 30	第2編	第4章	第3節1	避難指示の周知体制	(4) <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u> 市は、市民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図る。</u>	(4) <u>情報通信機器の活用</u> 市は、市民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して <u>情報通信機器を活用した新たなシステムの整備に努める。</u>	現状に合わせた表現の適正化（消防庁通知（Jアラートの情報伝達の連携及び多重化推進）との整合を図るため）
23	P. 23	P. 31	第2編	第4章	第4節2	避難集合場所の指定	(2) <u>国民保護法第148条第1項に規定する避難施設の周知（広報やホームページへの掲載）</u> の作成	(2) <u>避難住民集合場所マップ</u> の作成	国民保護法第148条第1項に規定する避難施設の指定について（県知事通知）に基づく変更

一連 番号	旧	新	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由
24	P. 24	P. 31	第2編	第4章	第5節1	避難施設の周知と指定管理者との連絡体制	<p>1 避難施設の指定への協力</p> <p><u>県は避難施設の指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなっていることから、市は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力する。</u></p> <p><u>【避難施設の指定要件】</u></p> <p><u>(1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。</u></p> <p><u>(2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。</u></p> <p><u>(3) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</u></p> <p><u>(4) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。</u></p> <p><u>(5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。</u></p> <p><u>(6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p> <p><u>なお、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により次の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出る時には、市を經由する。</u></p>	<p>1 避難施設の指定への協力</p> <p><u>市は、県の避難施設の指定に協力する。また、多数の避難住民の受け入れに当たっては、指定している避難施設だけでは容量が不足すると考えられることから、ホテルや旅館、福祉施設等の受け入れ可能な施設を把握し、県と連携してこれらの施設管理者と避難住民の受け入れの協力関係を構築するよう努める。</u></p> <p><u>また、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により次の基準に該当する重要な変更を加え、県に届け出る時には、市を經由するものとする。</u></p>	【避難施設の指定要件】を追加
25	P. 24	P. 32	第2編	第4章	第6節1	避難のための交通手段の確保	<p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p> <p>なお、<u>要配慮者</u>の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。</p>	<p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、<u>原則禁止とするが</u>、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p> <p>なお、<u>災害時要援護者</u>の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。</p>	基本指針との整合（自家用車を利用した避難について基本指針と整合を図るため）

一連 番号	旧	新	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由
26	P. 25	P. 33	第2編	第4章	第6節2	避難のための交通手段の確保	2 交通手段の確保方法 (1)～(3) 略 (4)市が保有する車両 略 なお、使用できる車両は、 要配慮者 の運送手段に優先的に利用する。 (5) 要配慮者 への配慮 略	2 交通手段の確保方法 (1)～(3) 略 (4)市が保有する車両 略 なお、使用できる車両は、 災害時要援護者 の運送手段に優先的に利用する。 (5) 災害時要援護者 への配慮 略	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
27	P. 27	P. 34	第2編	第4章	第11節	避難住民等に対する住宅の確保	第11節 避難住民等に対する住宅の確保 武力攻撃災害等の発生時には、家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。そのため、市は、県の「 避難住民等 住宅供給計画」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。 なお、その際には、高齢者や障がい者等の 要配慮者 に配慮する。 また、市は、建設業関係団体との協定に基づき、応急仮設住宅用資機材等の調達が進むよう努める。	第11節 避難住民等に対する住宅の確保 武力攻撃災害等の発生時には、家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。そのため、市は、県の「 被災者 住宅供給計画」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。 なお、その際には、高齢者や障がい者等の 災害時要援護者 に配慮する。 また、市は、建設業関係団体との協定に基づき、応急仮設住宅用資機材等の調達が進むよう努める。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
28	P. 28	P. 35	第2編	第5章	第1節1	緊急物資の備蓄	1 備蓄する緊急物資の種類・数量 略 削除	1 備蓄する緊急物資の種類・数量 略 【関連資料】物資及び医薬品の備蓄状況 資料2-1 県の備蓄状況 資料2-2 市の備蓄状況	関連資料を削除（内部資料のため計画に記載不要、県確認済み）
29	P. 28	P. 35	第2編	第5章	第1節2	緊急物資の備蓄	2 備蓄品の管理 備蓄品の管理は、備蓄品を調達した者が行うものとし、品目及び数量等は、国民保護担当（ 危機管理課 ）が全体を掌握しておくものとする。	2 備蓄品の管理 備蓄品の管理は、備蓄品を調達した者が行うものとし、品目及び数量等は、国民保護担当（ 市民安全課 ）が全体を掌握しておくものとする。	課名変更
30	P. 30	P. 38	第2編	第7章		医療体制の整備	第7章 医療体制の整備 略 削除	第7章 医療体制の整備 略 【関連資料】 資料2-3 県内の災害拠点病院・救急救命センター・感染症指定医療機関・血液センター一覧 資料2-4 救援の程度、方法の基準（平成16年厚生労働省告示343号）	関連資料を削除（内部資料のため計画に記載不要、県確認済み）

一連 番号	旧	新	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由
31	P. 33	P. 41	第2編	第7章	第3節4	保健衛生体制の整備	<p>4 埋・火葬対策 大規模な武力攻撃災害が発生した時には、火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。 このため、市は、<u>県の定めた「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、埋・火葬対策を実施するものとする。</u></p> <p>削除</p>	<p>4 埋・火葬対策 大規模な武力攻撃災害が発生した時には、<u>柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。</u> このため、市は、<u>埋・火葬対策を適切に実施するため、県の定めた「広域火葬計画」に基づき、次の対策を講じる。</u> <u>(1) 遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。</u> <u>(2) 近隣市町の火葬場経営者と、死体の火葬に関して協定等を締結する。</u> <u>(3) 墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。</u> 【関連資料】 <u>資料2-5 県内火葬場一覧</u></p>	現状に合せた表現の適正化 関連資料を削除（内部資料のため計画に記載不要、県確認済み）
32	P. 34	P. 42	第2編	第8章	第1節	生活関連等施設の管理体制の整備	<p>1 生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握 略 削除</p>	<p>1 生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握 略 【関連資料】 <u>資料2-6 生活関連等施設、危険物質等の定義</u> <u>資料2-7 危険物質等取扱者に対する措置</u> <u>資料2-8 生活関連等施設、危険物質等の状況</u></p>	関連資料を削除（内部資料のため計画に記載不要、県確認済み）
33	P. 35	P. 42	第2編	第8章	第2節	核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等	<p>このため、市は、国土交通省、<u>原子力規制庁</u>、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。 削除</p>	<p>このため、市は、国土交通省、<u>経済産業省</u>、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。 【関連資料】 <u>資料2-9 核燃料・物質等に関する国の専門機関の連絡窓口一覧</u></p>	国の所管省庁の変更 関連資料を削除（内部資料のため計画に記載不要、県確認済み）
34	P. 36	P. 43	第2編	第11章		訓練の実施等	<p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めるものとする。 <u>訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。</u> なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮するものとする。</p>	<p>そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めるものとする。 なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮するものとする。</p>	基本指針の変更（H29.12）に伴う表現の適正化

一連 番号	旧	新	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由
35	P. 37	P. 45	第2編	第11章	第2節2	民間における訓練等	(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等の向上や <u>要配慮者</u> 、施設利用者の安全を確保するため、警察、消防等関係機関との連携により、定期的な訓練の実施に努めるものとする。 訓練に当たっては、マニュアルの検証を行い、必要な見直しを図るよう努めるものとする。	(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等の向上や <u>災害時要援護者</u> 、施設利用者の安全を確保するため、警察、消防等関係機関との連携により、定期的な訓練の実施に努めるものとする。 訓練に当たっては、マニュアルの検証を行い、必要な見直しを図るよう努めるものとする。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
36	P. 38	P. 46	第2編	第12章	第2節	自主防災組織との協力関係の構築	2 自主防災組織の育成 <u>減災リーダー養成研修</u> の実施、訓練への支援等	2 自主防災組織の育成 <u>防災リーダー講習会</u> の実施、訓練への支援等	用語の変更
37	P. 41	P. 49	第3編	第1章	第2節	市対策本部の組織等	第2節 市対策本部の組織等 1 市対策本部の組織及び担当業務 (1)組織の体系について ①略 ②本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。 ア 本部長 市長 イ 副本部長 副市長、 <u>市民生活部長</u> ウ 本部員 政策室長、総務部長、 <u>教育長</u> 、 <u>子ども福祉部長</u> 、 <u>健康長寿部長</u> 、 <u>産業振興部長</u> 、 <u>都市整備部長</u> 、 <u>会計管理者</u> 、 <u>参与</u> 、教育部長、議会事務局長、水道課長、消防長又はその指名する消防吏員	第2節 市対策本部の組織等 1 市対策本部の組織及び担当業務 (1)組織の体系について ①略 ②本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。 ア 本部長 市長 イ 副本部長 副市長、 <u>教育長</u> ウ 本部員 政策室長、総務部長、 <u>健康福祉部長</u> 、 <u>市民生活部長</u> 、 <u>都市建設部長</u> 、教育部長、議会事務局長、水道課長、消防長又はその指名する消防吏員	地域防災計画との整合

一連番号	旧	新	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由																																																																		
38	P. 43	P. 52	第3編	第1章	第2節	市対策本部の組織等	別表 1 本部直轄事務 (1)～(10) 2 国民保護措置における各部の役割と分担	別表 1 本部直轄事務 (1)～(10) 2 国民保護措置における各部の役割と分担	部署等の変更																																																																		
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>部署名</th> <th>本部長</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策室</td> <td>政策室長</td> <td>緊急時の広報、広聴に関すること。 被災情報及び安否情報の提供に関すること。</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部長</td> <td>予算に関すること。 職員に関すること。 庁舎の維持管理に関すること。 施設の応急復旧に関すること。</td> </tr> <tr> <td>産業振興部</td> <td>産業振興部長</td> <td>避難者、緊急物資の運送に関すること。 食料品、生活必需品の供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康長寿部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>医療、助産に関すること。 防疫、保健衛生に関すること。 医師会との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども福祉部</td> <td>こども福祉部長</td> <td>遊樂所の開設、管理及び運営に関すること。 日本赤十字社との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>市民生活部長</td> <td>通信手段の確保に関すること。 人員、資機材等の手配等に関すること。 廃棄物処理に関すること。 動物愛護、猛獣対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>都市整備部長</td> <td>応急復旧等に関すること。 応急仮設住宅に関すること。 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること。 公園の利用に関すること。 住宅対策に関すること。 下水道施設の応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育部長</td> <td>児童、生徒の安全確保に関すること。 文化財の保護に関すること。 学校施設の応急復旧に関すること。 教育に関すること。</td> </tr> <tr> <td>水道課</td> <td>水道課長</td> <td>飲料水の確保、供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>消防長</td> <td>消防活動、被災者の捜索及び救出救助に関すること。 避難誘導に関すること。 生活関連等施設の安全確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>会計課</td> <td>会計管理者</td> <td>必要な現金及び物資の出納に関すること。</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>議会事務局長</td> <td>議会に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部署名	本部長	主な業務	政策室	政策室長	緊急時の広報、広聴に関すること。 被災情報及び安否情報の提供に関すること。	総務部	総務部長	予算に関すること。 職員に関すること。 庁舎の維持管理に関すること。 施設の応急復旧に関すること。	産業振興部	産業振興部長	避難者、緊急物資の運送に関すること。 食料品、生活必需品の供給に関すること。	健康長寿部	健康福祉部長	医療、助産に関すること。 防疫、保健衛生に関すること。 医師会との連絡調整に関すること。	こども福祉部	こども福祉部長	遊樂所の開設、管理及び運営に関すること。 日本赤十字社との連絡調整に関すること。	市民生活部	市民生活部長	通信手段の確保に関すること。 人員、資機材等の手配等に関すること。 廃棄物処理に関すること。 動物愛護、猛獣対策に関すること。	都市整備部	都市整備部長	応急復旧等に関すること。 応急仮設住宅に関すること。 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること。 公園の利用に関すること。 住宅対策に関すること。 下水道施設の応急対策に関すること。	教育部	教育部長	児童、生徒の安全確保に関すること。 文化財の保護に関すること。 学校施設の応急復旧に関すること。 教育に関すること。	水道課	水道課長	飲料水の確保、供給に関すること。	消防本部	消防長	消防活動、被災者の捜索及び救出救助に関すること。 避難誘導に関すること。 生活関連等施設の安全確保に関すること。	会計課	会計管理者	必要な現金及び物資の出納に関すること。	議会事務局	議会事務局長	議会に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部署名</th> <th>部長</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策室</td> <td>政策室長</td> <td>緊急時の広報、広聴に関すること。 被災情報及び安否情報の提供に関すること。 総合相談窓口の開設に関すること。 仙の島の支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務部長</td> <td>検査調査に関すること。 被災情報及び安否情報の収集に関すること。 避難者、緊急物資の運送に関すること。 食料品、生活必需品の供給に関すること。 行政機能の継続に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>健康福祉部長</td> <td>避難所、仮設施設に関すること。 被災者の捜索及び救出に関すること、保健衛生、救急医療に関すること、火災に関すること。 ボランティア団体等との調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市民生活部</td> <td>市民生活部長</td> <td>通信手段の確保に関すること。 人員、資機材等の手配等に関すること。 廃棄物処理に関すること。 動物愛護、猛獣対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都市建設部</td> <td>都市建設部長</td> <td>応急復旧等に関すること。 応急仮設住宅に関すること。 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること。</td> </tr> <tr> <td>教育部</td> <td>教育部長</td> <td>児童生徒の安全確保に関すること。 学用品の確保、運送に関すること。 文化財の保護に関すること。</td> </tr> <tr> <td>水道課</td> <td>水道課長</td> <td>飲料水の確保、供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>消防長</td> <td>消防活動、被災者の捜索及び救出救助に関すること。 避難誘導に関すること。 生活関連等施設の安全確保に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	部署名	部長	主な業務	政策室	政策室長	緊急時の広報、広聴に関すること。 被災情報及び安否情報の提供に関すること。 総合相談窓口の開設に関すること。 仙の島の支援に関すること。	総務部	総務部長	検査調査に関すること。 被災情報及び安否情報の収集に関すること。 避難者、緊急物資の運送に関すること。 食料品、生活必需品の供給に関すること。 行政機能の継続に関すること。	健康福祉部	健康福祉部長	避難所、仮設施設に関すること。 被災者の捜索及び救出に関すること、保健衛生、救急医療に関すること、火災に関すること。 ボランティア団体等との調整に関すること。	市民生活部	市民生活部長	通信手段の確保に関すること。 人員、資機材等の手配等に関すること。 廃棄物処理に関すること。 動物愛護、猛獣対策に関すること。	都市建設部	都市建設部長	応急復旧等に関すること。 応急仮設住宅に関すること。 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること。	教育部	教育部長	児童生徒の安全確保に関すること。 学用品の確保、運送に関すること。 文化財の保護に関すること。	水道課	水道課長	飲料水の確保、供給に関すること。	消防本部	消防長	消防活動、被災者の捜索及び救出救助に関すること。 避難誘導に関すること。 生活関連等施設の安全確保に関すること。	
部署名	本部長	主な業務																																																																									
政策室	政策室長	緊急時の広報、広聴に関すること。 被災情報及び安否情報の提供に関すること。																																																																									
総務部	総務部長	予算に関すること。 職員に関すること。 庁舎の維持管理に関すること。 施設の応急復旧に関すること。																																																																									
産業振興部	産業振興部長	避難者、緊急物資の運送に関すること。 食料品、生活必需品の供給に関すること。																																																																									
健康長寿部	健康福祉部長	医療、助産に関すること。 防疫、保健衛生に関すること。 医師会との連絡調整に関すること。																																																																									
こども福祉部	こども福祉部長	遊樂所の開設、管理及び運営に関すること。 日本赤十字社との連絡調整に関すること。																																																																									
市民生活部	市民生活部長	通信手段の確保に関すること。 人員、資機材等の手配等に関すること。 廃棄物処理に関すること。 動物愛護、猛獣対策に関すること。																																																																									
都市整備部	都市整備部長	応急復旧等に関すること。 応急仮設住宅に関すること。 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること。 公園の利用に関すること。 住宅対策に関すること。 下水道施設の応急対策に関すること。																																																																									
教育部	教育部長	児童、生徒の安全確保に関すること。 文化財の保護に関すること。 学校施設の応急復旧に関すること。 教育に関すること。																																																																									
水道課	水道課長	飲料水の確保、供給に関すること。																																																																									
消防本部	消防長	消防活動、被災者の捜索及び救出救助に関すること。 避難誘導に関すること。 生活関連等施設の安全確保に関すること。																																																																									
会計課	会計管理者	必要な現金及び物資の出納に関すること。																																																																									
議会事務局	議会事務局長	議会に関すること																																																																									
部署名	部長	主な業務																																																																									
政策室	政策室長	緊急時の広報、広聴に関すること。 被災情報及び安否情報の提供に関すること。 総合相談窓口の開設に関すること。 仙の島の支援に関すること。																																																																									
総務部	総務部長	検査調査に関すること。 被災情報及び安否情報の収集に関すること。 避難者、緊急物資の運送に関すること。 食料品、生活必需品の供給に関すること。 行政機能の継続に関すること。																																																																									
健康福祉部	健康福祉部長	避難所、仮設施設に関すること。 被災者の捜索及び救出に関すること、保健衛生、救急医療に関すること、火災に関すること。 ボランティア団体等との調整に関すること。																																																																									
市民生活部	市民生活部長	通信手段の確保に関すること。 人員、資機材等の手配等に関すること。 廃棄物処理に関すること。 動物愛護、猛獣対策に関すること。																																																																									
都市建設部	都市建設部長	応急復旧等に関すること。 応急仮設住宅に関すること。 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること。																																																																									
教育部	教育部長	児童生徒の安全確保に関すること。 学用品の確保、運送に関すること。 文化財の保護に関すること。																																																																									
水道課	水道課長	飲料水の確保、供給に関すること。																																																																									
消防本部	消防長	消防活動、被災者の捜索及び救出救助に関すること。 避難誘導に関すること。 生活関連等施設の安全確保に関すること。																																																																									
39	P. 47	P. 58	第3編	第2章	第1節	特殊標章等の交付	第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策 第1節 特殊標章等の交付 1 特殊標章等とは、次のものをいう。 略 削除	第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策 第1節 特殊標章等の交付 1 特殊標章等とは、次のものをいう。 略 【関連資料】 資料3-1 特殊標章等に係る交付申請書 資料3-2 特殊標章等を交付した者に関する台帳 資料3-3 特殊標章再交付申請書 資料3-4 身分証明書再交付申請書	関連資料を削除（内部資料のため計画に記載不要、県確認済み）																																																																		

一連 番号	旧	新	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由
40	P. 47	P. 61	第3編	第2章	第2節	安全確保のための 情報提供	<u>第2節 安全確保のための情報提供</u> 市は、 <u>避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティア等の安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を次の方法により提供するものとする。</u> <u>(1) 避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難所、物資集積所における放送や掲示</u> <u>(2) 防災行政無線による伝達</u> <u>(3) 広報車による広報</u>	移動	県計画との整合。 第2節を<参考>赤十字標章等の下段に移動。
41	P. 50	P. 62	第3編	第3章	第1節	警報の通知の受入れ・伝達	①県からの警報の通知は、国民保護担当（ <u>危機管理課</u> ）が受信する。 ②国民保護担当（ <u>危機管理課</u> ）は、受信した旨を直ちに県（危機管理課）へ返信するとともに、市長まで報告する。 ③勤務時間外 ①略 ②消防本部は、受信した旨を直ちに県（宿日直者）へ返信するとともに、直ちに市長、国民保護担当（ <u>危機管理課</u> ）へ連絡する。	①県からの警報の通知は、国民保護担当（ <u>市民安全課</u> ）が受信する。 ②国民保護担当（ <u>市民安全課</u> ）は、受信した旨を直ちに県（危機管理課）へ返信するとともに、市長まで報告する。 ③勤務時間外 ①略 ②消防本部は、受信した旨を直ちに県（宿日直者）へ返信するとともに、直ちに市長、国民保護担当（ <u>市民安全課</u> ）へ連絡する。	課名変更
42	P. 52	P. 65	第3編	第3章	第3節 1(2)	避難の指示等	①避難実施要領の作成 ア 略 イ 第2段階の避難指示があった時 ①～④ 略 ⑤ <u>要配慮者</u> への対応	①避難実施要領の作成 ア 略 イ 第2段階の避難指示があった時 ①～④ 略 ⑤ <u>災害時要援護者</u> への対応	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
43	P. 53	P. 67	第3編	第3章	第4節1	避難住民の運送手段の確保	(2) <u>要配慮者</u> の避難 市は、あらかじめ第2編第4章第6節で定めた方法により、 <u>要配慮者</u> の避難を実施する。	(2) <u>災害時要援護者</u> の避難 市は、あらかじめ第2編第4章第6節で定めた方法により、 <u>災害時要援護者</u> の避難を実施する。	平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえた用語の変更
44	P. 56	P. 69	第3編	第4章		第4章 避難住民等の救援措置	なお、救援の程度、方法については、「 <u>平成25年内閣府告示第229号</u> 」に定めるところによる。 また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から <u>内閣総理大臣</u> が定める日までとする。	なお、救援の程度、方法については、「 <u>平成16年厚生労働省告示第343号</u> 」に定めるところによる。 また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から <u>厚生労働大臣</u> が定める日までとする。	県計画との整合
45	P. 64	P. 79	第3編	第5章	第2節3	応急措置等の実施	3 危険物質等の災害への対処措置 略 <u>削除</u>	3 危険物質等の災害への対処措置 略 <u>【関連資料】</u> <u>資料2-7危険物質等取扱者に対する措置</u>	関連資料を削除（内部資料のため計画に記載不要、県確認済み）

一連 番号	旧	新	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由
46	P. 65	P. 80	第3編	第5章	第2節5	NBC攻撃による 汚染への対処	<p><u>(4) 対応時の留意事項</u></p> <p><u>① 核兵器等</u></p> <p><u>核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。</u></p> <p><u>ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線</u></p> <p><u>イ 爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線</u></p> <p><u>ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線</u></p> <p><u>このため、市は、次に掲げる事項に留意の上、県が行う措置に協力する。</u></p> <p><u>(ア) 上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力する。</u></p> <p><u>(イ) 市は、県が実施する熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療に協力する。</u></p> <p><u>(ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。このため、市民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施する。</u></p>	新規	基本指針の変更（H26.5）に伴う変更

一連 番号	旧	新	計画該当部分		項目名	新	旧	変更の理由
						<p>(エ) <u>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(ア) から (ウ) に準じた医療処置、避難誘導等が必要となる。</u></p> <p><u>(オ) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。</u></p> <p>② <u>生物兵器</u> <u>生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</u> <u>ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置、消毒等の措置に協力する。</u> <u>イ 市は、県による対処要員に対するワクチン接種など、所要の防護措置を講じた上で、県が行う患者の移送に協力する。</u></p> <p>③ <u>化学兵器</u> <u>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。</u> <u>また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</u> <u>ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力し、市民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置に協力する。</u> <u>イ 市は、県が行う原因物質の特性に応じた救急医療に協力する。</u></p>		
47	P. 65	P. 82	第3編	第5章	第5節1	<p>ごみ、がれき、廃棄物処理 市は、その特殊性に配慮しながら、「<u>吉川市災害廃棄物処理計画</u>」に基づき、廃棄物対策を実施する。 また、市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足すると予想される場合には、県に対して支援を要請する。</p>	<p>1 ごみ、がれき、廃棄物処理 市は、その特殊性に配慮しながら、「<u>災害廃棄物処理計画</u>」に基づき、廃棄物対策を実施する。 また、市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足すると予想される場合には、県に対して支援を要請する。</p>	地域防災計画との整合

一連 番号	旧	新	計画該当部分			項目名	新	旧	変更の理由
48	P. 66	P. 83	第3編	第6章	第1節3	被災情報の収集・提供	1～2 略 3 情報の提供 市は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を市民に提供する。 <u>削除</u>	1～2 略 3 情報の提供 市は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を市民に提供する。 <u>【関連資料】</u> <u>資料3-5 被災情報の報告様式</u>	関連資料を削除（内部資料のため計画に記載不要、県確認済み）
49	P. 67	P. 84	第3編	第6章	第2節	安否情報の収集・提供	第2節 安否情報の収集・提供 1 情報の収集 (1)～(2) 略 <u>削除</u> 2～3 略 4 情報の提供 (1) 安否情報の照会の受付 ①～③ 略 <u>削除</u> (2) 安否情報の回答 ①～③ 略 <u>削除</u>	第2節 安否情報の収集・提供 1 情報の収集 (1)～(2) 略 <u>【関連資料】</u> <u>資料3-6 安否情報報告書様式</u> 2～3 略 4 情報の提供 (1) 安否情報の照会の受付 ①～③ 略 <u>【関連資料】</u> <u>資料3-7 安否情報照会書様式</u> (2) 安否情報の回答 ①～③ 略 <u>【関連資料】</u> <u>資料3-8 安否情報回答書様式(3)</u>	関連資料を削除（内部資料のため計画に記載不要、県確認済み）
50	P. 73	P. 90	第5編	第4章		被災者の公的徴収金の減免等	第4章 被災者の公的徴収金の減免等 1 市は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険 <u>税</u> の減免等の措置を講ずるものとする。	第4章 被災者の公的徴収金の減免等 1 市は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険 <u>料</u> の減免等の措置を講ずるものとする。	用語の修正

一連 番号	旧	新	計画該当部分	項目名	新	旧	変更の理由
51	P. 74	P. 91	第6編 第1章	想定する緊急対処 事態とその対処措 置	<p><u>我が国に対して、着上陸侵攻などの本格的な武力攻撃事態等が、直ちに起きるとは考えにくい</u>が、<u>大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が高いと考えられる。</u></p> <p><u>武力攻撃事態等と緊急対処事態</u>において市が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様である<u>ため、こうした措置は第2編から第5編に定めるところに準じて実施していく。</u></p> <p>第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置</p> <p>県は、<u>本県の地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を、以下のとおり3つ想定し、この3つの想定に対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な実施内容を定めた「緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき、緊急対処保護措置を実施するとしている。</u></p>	<p><u>緊急対処事態と武力攻撃事態等</u>において市が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様である。<u>このため、緊急対処事態における措置は、第2編から第5編に定めるところに準じて実施していくこととする。</u></p> <p>第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置</p> <p><u>国は、緊急対処事態として4つの事態を想定している。</u></p> <p><u>この4つの事態を参考として、</u>県は、地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を3つ想定した上で、具体的な実施内容を定めた「緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき、緊急対処保護措置を実施する<u>こと</u>としている。</p>	県計画との整合